

(平成27年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

四国（香川）厚生年金 事案 1271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は18万2,000円、16年6月30日は18万3,000円、同年12月10日は20万円及び17年6月30日は18万3,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②から④までについて、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 16 年 6 月 30 日
③ 平成 16 年 12 月 10 日
④ 平成 17 年 6 月 30 日

A組合B県本部における年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合B県本部は、申立人に係る申立期間①から④までの賞与から厚生年金保険料を控除したと回答しており、同本部から提出された当該期間の賞与に係る「支出原簿（領収書）」及び申立人から提出された、申立人が平成15年から18年までの賞与額や控除額等を記載したとする表などにより、当該期間において、申立人に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から④までに係る標準賞与額については、上記「支出原簿（領収書）」により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万2,000円、申立期間②は18万3,000円、申立期間③は20万円及び申立期間④は18万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間①について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、申立期間②から④までにおける、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと回答しており、申立人の当該期間に係る保険料納付を示す資料として平成17年1月分及び同年7月分保険料の領収済額が記載された「保険料納入告知額・領収済額通知書」を提出しているが、それぞれの同通知書に記載された保険料の領収済額は、A組合B県本部における全被保険者に係るオンライン記録上の標準報酬月額及び申立人以外の被保険者に係る同記録上の標準賞与額に基づく保険料の合計額と一致していることから、当該期間について、事業主は、上記「支出原簿（領収書）」において確認できる賞与額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（高知）国民年金 事案 543

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月、2年3月、同年7月、同年8月、3年3月、同年7月、同年8月、4年3月、同年7月、同年8月及び5年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月
② 平成2年3月
③ 平成2年7月及び同年8月
④ 平成3年3月
⑤ 平成3年7月及び同年8月
⑥ 平成4年3月
⑦ 平成4年7月及び同年8月
⑧ 平成5年5月から同年7月まで

平成3年7月頃、A町（現在は、B市）役場に勤務していた私の母親が、同役場の国民年金事務の担当職員からアドバイスを受け、私の国民年金の加入手続きを行い、同役場の窓口で申立期間の国民年金保険料を遡って納付した。以後も同役場で保険料を納付したのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間⑥から⑧までの保険料を申立人又はその母親のいずれが納付したのかを明確に記憶していない上、申立人の母親に申立期間当時の状況を聴取することは困難であるほか、申立人が母親から聴取したとする納付状況等の内容も明確ではないなど、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年8月頃に払い出されたものと推認されることか

ら、当該払出時点では、申立期間①から⑥までの国民年金保険料については、制度上、時効により納付できず、申立期間⑦及び⑧の保険料については、過年度保険料として納付することとなるが、同年当時にA町役場の国民年金係であった二人の職員は、いずれも、同役場において過年度保険料を領収することは無かった旨述べている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、平成3年度においてもA町役場の国民年金係だった前述の二人の職員は、申立人に係る国民年金の加入手続を申立人の母親に勧めた記憶及び当該母親から国民年金保険料を収納した記憶が無いとしている。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 15 日から 54 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、C協同組合（現在は、D協同組合）で正規職員として勤務していたにもかかわらず、A共済組合の組合員記録が無い。C協同組合に私より1年先に勤務していた夫には同共済組合の組合員記録があるのに、私に無いのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC協同組合に係る健康保険被保険者原票、D協同組合から提出された職員名簿及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間において、C協同組合に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D協同組合から提出された申立人に係る昭和 50 年度、51 年度及び 53 年度の給料台帳によると、当該各年度における申立人の給与から、A共済組合の掛金が控除されていないことが確認できる。

また、申立人と同じく、昭和 48 年 2 月 15 日に、C協同組合において健康保険の被保険者資格を取得しているものの、A共済組合の組合員記録が確認できない同僚は、「私は、昭和 48 年 2 月頃から 52 年 1 月頃までC協同組合に勤務していたが、給与から同共済組合の掛金を控除されておらず、同共済組合に加入していないことも分かっていた。」旨回答している。

さらに、申立期間に、C協同組合において勤務していた複数の同僚が、「当時、女性はすぐに結婚して辞めるので、A共済組合に加入させてもらえなかった。」旨回答している。

加えて、D協同組合は、「提出した年度以外の給料台帳は見付からなかった

が、提出した給料台帳から判断すると、申立期間に係るA共済組合の掛金を申立人の給与から控除していなかった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係るA共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として、申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。